特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	予防接種事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

墨田区は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

墨田区長

公表日

令和5年6月26日

関連情報

関連情報	
1.特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
事務の名称	予防接種事務
事務の概要	予防接種法又は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づ〈予防接種事務において、予防接種の予診票発行、接種履歴の管理、区民からの問い合わせの回答を行っている。なお、予防接種健康被害救済に関する事務については下記健康情報システム外で取り扱いしている。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
システムの名称	 健康情報システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)
2.特定個人情報ファイルを	B
予防接種情報ファイル	
3.個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一 10の項、93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるVRSを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4.情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携
実施の有無	(選択肢>(選択肢>(実施する)(実施しない)(3)未定
法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第二 16の2の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 【情報提供】 ・番号法第19条第8号 別表第二 16の2の項、16の3の項、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2
5.評価実施機関における	担当部署
部署	福祉保健部保健衛生担当保健予防課
所属長の役職名	保健予防課長
6.他の評価実施機関	
7.特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求
請求先	墨田区福祉保健部保健衛生担当保健予防課感染症係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 ∶03-5608-6191
8.特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
連絡先	墨田区福祉保健部保健衛生担当保健予防課感染症係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 :03-5608-6191

しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[10万人以上30万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	15年6月1日 時点				
2. 取扱者	2.取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点					
3.重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1. 提出する特定個人情報	休護 評	個書の種類					
[基礎項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施		「点項目評価書]	6 上话 口 钉	ᆥᄺᆂᄭᆣᄼᅚ	<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及ひ 3)基礎項目評価書及び 3)基礎項目評価書及び	が全項目評価書	
されている。	心(残ぼ)に	- フいては、て16で16 <u>9</u>	2.点块日时	一川首人は土垻	白計画者にのいて、リス	ンメルタの許加力・記載	
2.特定個人情報の入手(青報提信	共ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く。			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3.特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か]	十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4.特定個人情報ファイルの	の取扱し	1の委託			1]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か]	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5.特定個人情報の提供・移車	云(委託ヤ	や情報提供ネットワーク	クシステム	を通じた提供を]提供・移転しない	
不正な提供·移転が行われる リスクへの対策は十分か]	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6.情報提供ネットワークシ	ステム	との接続		[]接続	しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1		<選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1		<選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7.特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か]	十分である	1		<選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8.監査							
実施の有無	[]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監	查	
9. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢 > 1) 特に力を入れて行っ2) 十分に行っている3) 十分に行っている	ている	

変更箇所

変更箇				100 at a column	19 11 - 1 19 1 - 11 - 11 - 11
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月8日	(ימ	平成29年5月30日時息	平成30年5月31日時点	事後	
平成30年6月8日	取扱者数(いつの時点の計数か)	平成29年5月30日時点	平成30年5月31日時点	事後	
令和1年6月18日	リスク対策	-	項目追加	事後	様式変更による。
令和1年6月18日	情報提供ネットワークシステムにおける情報連携(法令上の根拠)	番号法第19条第7項 別表第二の16の2項	番号法第19条第7項 別表第二の16の2項及び16の3項	事後	
令和1年6月18日	対象人数(いつの時点の計数 か)	平成30年5月30日時点	令和元年5月31日時点	事後	
令和1年6月18日	取扱者数(いつの時点の計数 か)	平成30年5月30日時点	令和元年5月31日時点	事後	
令和1年12月13日	- 3 個人番号の利用 法 令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第1の10の項・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	事後	
令和1年12月13日	- 4 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二の16の2項及び 16の3項	[情報照会] ・番号法第19条第7項 別表第2の16の2の項、17の項、18の項、19の項、19の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二主務省令」という。)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条、第13条の2 [情報提供] ・番号法第19条第7項 別表第2の16の2の項、16の3の項・番号法第10条第二主務省令 第12条の2、第12条の2の2	事後	
令和1年12月13日	- 8 特定個人情報ファイ ルの取扱いに関する問合せ	墨田区総務部総務課文書管理係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23 番20号 電話: 03-5608-6241	墨田区福祉保健部保健衛生担当保健予防課 感染症係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23 番20号 :03-5608-6191	事後	
令和1年12月13日	しきい値判断項目 3.重大事故	2)発生なし	1)発生あり	事後	特定個人情報に関する重大 事故の発生に伴うものであ り、事前の提出が義務付けら れる「重要な変更」に当たらな いため
令和1年12月13日	しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義 務付けられる	事後	特定個人情報に関する重大 事故の発生に伴うものであ り、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらな いため
令和1年12月13日	リスク対策 1.提出する特定個人情報保 護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	特定個人情報に関する重大 事故の発生に伴うものであ り、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため
令和2年6月11日	しきい値判断項目 3. 重大事故	1)発生あり	2)発生なし	事後	特定個人情報に関する重大 事故の発生から1年以上が経 過したことに伴うものであり、 事前の提出が義務付けられ る「重大な変更」に当たらない ため
令和2年6月11日	しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報に関する重大 事故の発生から1年以上が経過したことに伴うものであり、 事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらない ため
令和2年6月11日	リスク対策 1.提出する特定個人情報保 護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	特定個人情報に関する重大 事故の発生から1年以上が経 過したことに伴うものであり、 事前の提出が義務付けられ る「重大な変更」に当たらない ため
令和3年6月10日	対象人数(いつの時点の計数 か)	令和元年10月31日時点	令和3年5月27日時点	事後	
令和3年6月10日	取扱者数(いつの時点の計数 か)	令和元年10月31日時点	令和3年5月27日時点	事後	
		·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月4日	関連情報 1.特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 事務の概要	予防接種法に基づき予防接種の予診票発行、接種履歴の管理、区民からの問い合わせの回答を行っている。なお、予防接種健康被害救済に関する事務については下記健康情報システム外で取り扱いしている。	予防接種法又は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づ(予防接種事務において、予防接種の予診票発行、接種履歴の管理、区民からの問い合わせの回答を行っている。なお、予防接種健康破害教済に関する事務については下記健康情報システム外で取り扱いしている。 [新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務] ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和4年3月4日	関連情報 1.特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 システムの名称	1 健康情報システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー	1 健康情報システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー 4 ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和4年3月4日	関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下) 789条第1項 別表第1の10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下)番号法,という。第9条第1項 別表第一 10の項、93の2の項・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるVRSを用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和4年3月4日	関連情報 4.情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 法令上の根拠	[情報照会] ・番号法第19条第7項 別表第2の16の2の項、 17の項、18の項、19の項 17の項、18の項、19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第12条の2、第12条の 3、第13条、第13条の2 「情報提供」 ・番号法第19条第7項 別表第2の16の2の項、 16の3の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2 の2	[情報照会] ・番号法第19条第8号 別表第二 16の2の頃、17の頃、18の頃、19の頃、115の2の頃、17の頃、18の頃、19の頃、115の2の頃・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 [情報提供] ・番号法第19条第8号 別表第二 16の2の頃、16の3の頃、115の2の頃・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和4年3月4日	しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
	しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和3年5月27日 時点	令和4年1月28日時点	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
	しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年5月27日 時点	令和4年1月28日時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和4年3月4日	しきい値判断結果 しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義 務付けられる	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和4年3月4日	リスク対策 1.提出する特定個人情報保 護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和4年3月4日	リスク対策 5.特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供 を除く。) 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	提供・移転しない	十分である	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和5年6月26日	しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月28日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和5年6月26日	しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月28日時点	令和5年6月1日時点	事後	